



保険の先へ、挑む。

【第26回全国事務局代表者会議資料】  
**役員**の**保険**制度について  
～役員を取り巻くリスク～

2021年10月21日

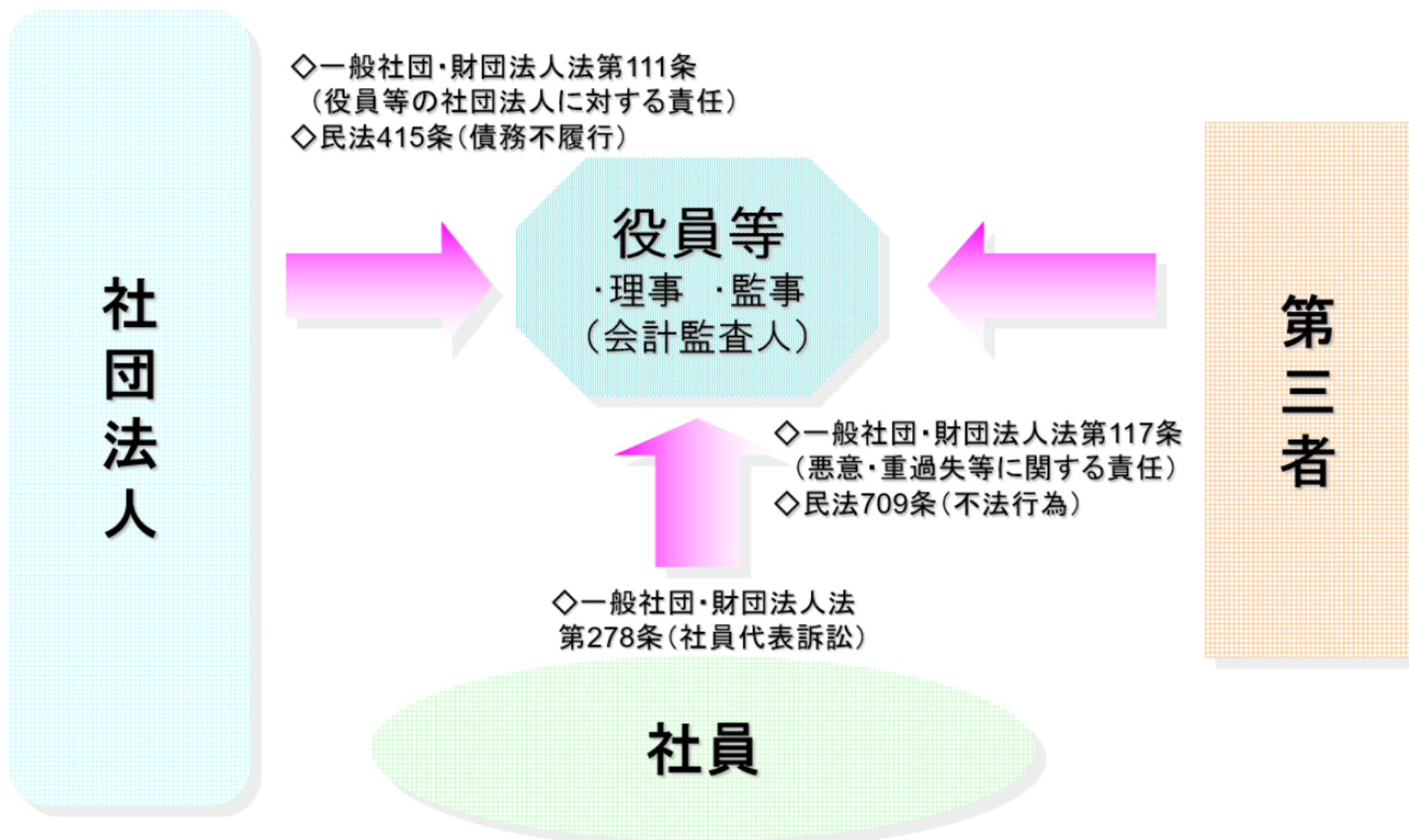
損害保険ジャパン株式会社

---

## 4. 社団法人の役員を取り巻く賠償リスク

### ①役員として行った行為に起因する賠償リスク

対応する保険商品:役員賠償責任保険



## 4. 社団法人の役員を取り巻く賠償リスク

### ①役員として行った行為に起因する賠償リスク

対応する保険商品:役員賠償責任保険

社団法人の役員は、主に次のような責任を負担することになります。

	責任の種類	内容
社団法人に対する責任(義務)	善管注意義務	役員として相当な程度の注意を尽くして業務を遂行しなければならない。
	忠実義務	役員として法令・定款、社員総会決議を遵守して、法人のために忠実に業務を遂行しなければならない。
	競業避止義務	役員が競業取引を行う場合には、事前に社員総会の承認を得なければならない。
	利益相反取引回避義務	役員が利益相反取引を行う場合には、事前に社員総会の承認を得なければならない。
	監視・監督義務	他の役員の行為が法令・定款を遵守し、かつ適正になされていることを監視しなければならない。
第三者に対する責任	一般不法行為責任	故意または過失により他人の権利を侵害したものはその損害を賠償しなければならない。
	第三者に対する損害賠償責任	役員がその職務を行うについて悪意または重大な過失があったときは、その役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

法人に損害を被らせた場合には…

**法人訴訟/  
社員代表訴訟**

第三者に損害を被らせた場合には…

**第三者訴訟**

## 4. 社団法人の役員を取り巻く賠償リスク

### ②雇用トラブルに起因する賠償リスク

対応する保険商品：雇用慣行賠償責任保険

#### 雇用慣行リスクを取り巻く環境

##### キーワード①：ハラスメントの社会問題化

- 上司から部下への直接的なハラスメントに加え、職場内での「同僚間のいじめや嫌がらせ」等が社会問題となり、それらの防止措置が企業に対して求められている。
- グローバリズムの進展・ダイバーシティの推進に伴い、多様な文化・価値観をもつ従業員がともに働く機会が増え、それにともない、バックグラウンドの相違にとまなう意図せぬハラスメント発生リスクも高まっている。

##### キーワード②：雇用形態の多様化

- 働き方に対する意識の多様化や労働者派遣法の度重なる改正等を背景に、雇用形態の多様化が進んでいます。
- 平成29年度における国内の非正規雇用の割合は約37.5%と平成元年時点から約2倍まで増加しています。
- こうした背景において、雇用形態が多様化し、また非正規雇用の存在感も増す中で、すべての使用者に対する正当な処遇を行う困難さは増大しています。

##### キーワード③：労働審判制度の導入

- 平成18年に導入された労働審判制度により、労働関係に関する民事訴訟件数は急激に増加しています。
- 労働関係に関する紛争の訴訟手続きが簡易的かつ迅速に行えるようになったことが背景にあり、これによって企業の雇用関連での賠償責任リスクは高まっています。

## 4. 社団法人の役員を取り巻く賠償リスク

### ②雇用トラブルに起因する賠償リスク

対応する保険商品: 雇用慣行賠償責任保険

#### 民事上の個別労働紛争 相談件数の内訳

##### 実際の事例

##### 解雇に関する紛争

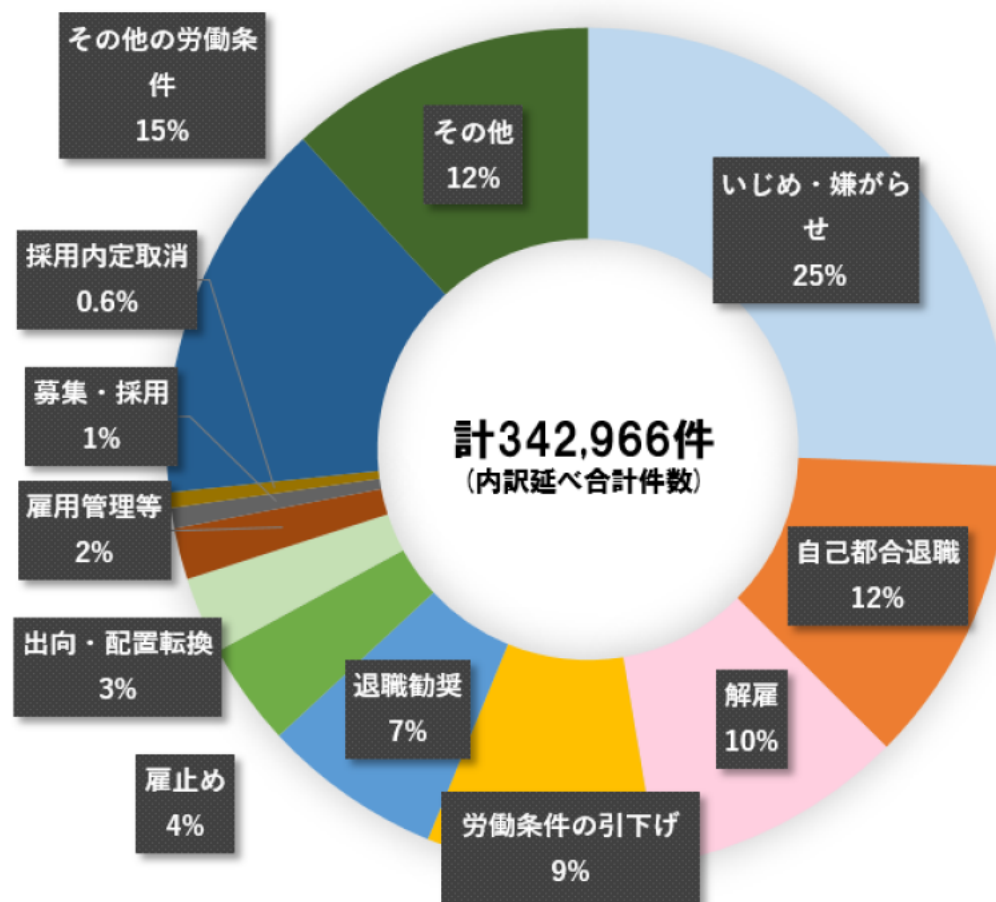
業績の悪化により整理解雇された従業員が、整理基準、人選が合理的でなかったとして、勤務先である企業に対して、退職復帰までの未払賃金を求める損害賠償請求を提起した。

##### 出向・配置転換に関する紛争

退職勧奨を拒否したために子会社に出向させられたことに対し、出向命令の無効と損害賠償を請求。

##### いじめ・嫌がらせに関する紛争

上司だった男性従業員から繰り返しセクハラを受け、心的外傷後ストレス障害(PTSD)を発症し、退職を余儀なくされたとして、会社に対して損害賠償を請求。



出典『厚生労働省報道資料(令和2年7月)』

## 4. 社団法人の役員を取り巻く賠償リスク

### ②雇用トラブルに起因する賠償リスク

対応する保険商品:雇用慣行賠償責任保険

請求区分	事故の概要	請求内容	請求額
不当解雇	有期契約で雇用した従業員を業務態度等に問題があるとして期間途中で解雇したところ、解雇は無効であり、労働契約上の権利を有することの地位確認および差額賃金の請求を受けた。	未払賃金・賞与、慰謝料	2,000万円
不当解雇	人事異動を拒否した事務職員を業務命令違反として解雇したことで、従業員から人事異動および懲戒解雇は無効であるとし、賠償請求を受けた。	未払賃金・賞与、慰謝料	1,000万円
いやがらせ	人事上の不当な取扱いや退職勧奨を受けたことで精神疾患を発症し、休職に追い込まれたとして、従業員から賃金差額と精神的慰謝料の請求を受けた。	賃金差額、慰謝料	3,300万円
雇用上の差別	正当な理由なく主要業務から排除されたとして、不法行為、職場環境配慮義務違反に該当するとして訴訟提起された。	慰謝料	440万円
不当解雇	経費利用が不適切とされ懲戒処分を受けた元従業員から、その処分が不当に重すぎるとして訴訟提起された。	未払賃金・賞与、慰謝料	1,500万円

## 4. 社団法人の役員を取り巻く賠償リスク

### ③労働事故に起因する賠償リスク

対応する保険商品: 使用者賠償責任保険



事業主には、以下の2つの責任がある

**労基法**  
に基づく責任

政府労災保険の給付により事業主として責任を果たしている。  
過失の有無にかかわらず、被災労働者へ補償しなければならない。

**民法**  
に基づく責任

労働災害の発生に関して事業者には故意・過失がある場合、被災労働者は民法上の損害賠償請求権を持つ。これによって事業主が損害賠償責任を負った場合、事業主は、損害賠償責任額が政府労災保険による給付額を超えることになれば、自ら損害賠償を行わなければならない。安全配慮義務違反による債務不履行を問われるケースが多い。

## 4. 社団法人の役員を取り巻く賠償リスク

### ③労働事故に起因する賠償リスク

対応する保険商品: 使用者賠償責任保険

【判決】  
約1億1千万

長男（当時24歳）が勤務中に自殺したのは過酷な労働で精神的に追いつめられたためだとして、母親が勤務先食品会社を相手に提訴。過労とうつ病による自殺との間に相当因果関係があり、会社は安全配慮の義務を怠ったとして、約1億1千万の支払いを命じた。

【和解】  
5000万

海外の現地法人に出向した社員が急性心筋こうそくで死亡したのは、過労が原因として遺族が会社と現地法人を相手に約9000万円の賠償を求め提訴。裁判所が和解を勧告し、会社側が5000万円を支払うことで和解。

【和解】  
6000万

持病の気管支喘息を悪化させた結果死亡したのは過労が原因として、亡くなった社員の遺族が、勤務先の会社を相手取り、約1億1千万円の損害賠償と、同社が受け取った約1億円の団体定期保険の引渡しを求めて提訴。同社が合計6000万円を支払うことで和解。

【和解】  
約1億7千万

入社2年目に首つり自殺を行ったのは、「勤務が深夜・早朝に及び、自殺直前は3日に1回徹夜で残業し、睡眠時間は1日平均2時間程度だった。こうした過労が原因」と会社に賠償を求めて提訴。賠償金に利息を加え、労災保険給付金の一部を差し引いた約1億7千万円で和解。





**SOMPO**  
ホールディングス

保険の先へ、挑む。